

大学等における修学の支援に関する法律による 入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書

(西暦) 年 月 日

学 長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、一橋大学が機構の保有する私の給付奨学金及び支援区分に関する情報の送付を受けること、及び機構が一橋大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

フリガナ			
① 氏名		②入学年月	西暦 年 月 入学
③生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
④現住所	〒 -		
⑤メール アドレス	※入学前の方のみ記入。入学後の連絡は大学Gmail宛に行います		
⑦所属学部 ・学科等		⑧学籍番号	※入学前の方は受験番号を記入
⑨学 年	年	⑩昼間・夜間・通信の別	☒ 昼（昼夜開講を含む） ☐ 夜 ☐ 通信
⑪希望する認定理由 (該当するもの全てを選択してください。)		☐ 授業料等を収めるのが困難な状況にある	
		☐ 3人以上の子の生計を維持する者に生計を維持されている	
⑫過去に本制度の支援⑭を受けたことがありますか。		はい ・ いいえ	
*（はいと回答した申請者は下記についても記入してください）			
*過去に支援を受けた学校名			
*過去に支援を受けた期間・月数		年 月～ 年 月 (ヶ月)	
*過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。		ある ・ ない	

⑭大学独自に行う支援ではなく、2020年度開始の「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく制度による支援

「大学等における修学の支援に関する法律による 入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書」 の作成にあたっての注意事項

- イ) 大学等における修学の支援に関する法律による（＝「高等教育の修学支援新制度」による）修学支援は、入学料及び授業料減免と給付奨学金により行うこととなっています。給付奨学金を希望しない場合でも、原則新制度に申込み、採用後に給付奨学金を休止する手続きをしていただくことになります。加えて、扶養される子供が3人以上の多子世帯において、入学料及び授業料減免を希望する場合も、「高等教育の修学支援新制度」により行います。それでもなお、特別な事情により、「高等教育の修学支援新制度」の申込資格を満たすものの、給付奨学金の申込みを行わずに入学料及び授業料減免のみの申込みを行いたい場合（上記、多子世帯の対象者を除きます）は、学生支援課奨学事業係までご相談ください。ただし、給付奨学金の申込みを行わない場合、入学料及び授業料減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
- ロ) 給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一（上記、多子世帯の対象者を除く）であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることができません。
- ハ) 「②入学年月」について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ニ) 過去に「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、⑫に当該期間の月数を申告してください。
- ホ) （春の募集時のみ）「⑪希望する認定理由」欄について、扶養される子供が3人以上の多子世帯に該当し、入学料及び授業料減免を希望する場合は、「授業料等を収めるのが困難な状況にある」欄に加えて、「3人以上の子の生計を維持する者に生計を維持されている」欄にもチェックを入れてください。チェックがない場合は、「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯に該当する場合でも、入学料及び授業料の減免が受けられないことがあります。
- ヘ) 入学料が減免の対象となるのは、入学年度の春の定期採用に申し込んだ場合、および家計急変採用で要件を満たす場合のみです。
- ト) 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、入学料及び授業料減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の入学料及び授業料減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。